

令和 7 年 12 月 8 日（記号改訂版）

令和版「民訴法」初学者用の入門レジュメ（判例紹介編）

捧 大地

<今回の学習>

【最判平成 16 年 3 月 25 日（民集 58 卷 3 号 753 頁〔百選 6 版「26」〕）の紹介】

～債務不存在確認訴訟の訴えの利益～

第 1 本判例を読むに際しての視点

1 視点～その 1～（確認の利益について①）

東京高判平成 4 年 7 月 29 日（判時 1433 号 56 頁¹）は、「交通事故による損害賠償債務の不存在確認の訴えが、その必要性につき問題があつて確認の利益がないとされる場合があり得ることは否定できない。例えば、被害者の症状が未だ固定していない場合には、損害が更に拡大する余地があるから、被害者の側でもその間は訴訟の提起を差し控える理由ないし利益があり、一方、加害者の側から債務不存在確認の訴えを提起しても、これにより紛争が一挙に解決するとはいえず、このような観点から、その必要性ないし利益が問題とされることはあり得ると考えられる。また、被害者からは何らの請求さえされていない場合、あるいは当事者間で誠意ある解決を目指して協議、折衝が続けられていて、その続行、解決を妨げる何らの事由もない場合等に、加害者の側から一方的に債務不存在確認の訴えを提起したときは、このような訴えに応訴せざるを得ない（多くの場合はその準備がない）被害者の不利益にかんがみ、先制攻撃的に訴えを濫用するものとして確認の必要性ないし利益を否定する立場もあり得るところである」と示唆する。

2 視点～その 2～（確認の利益について②）

本事案は、契約から生じる請求権の事案であり、主要事実については、債務者である原告から、全て法廷に顕出されており、法的判断が最終的に裁判所によりなされるほかは、債権者である被告の方からの「訴訟行為」を要する事案ではない。

それに対して、交通事故事案の場合は、加害者たる原告から債務不存在確認請求訴訟を提起された場合、被害者である被告の方は、不法行為事案における要件事実の主張・立証責任を負うわけである。

そうすると、前掲東京高判平成 4 年 7 月 29 日が指摘するような、「先制攻撃的に訴えを

¹ 小林秀之「判例批評」百選 5 版 65 頁からの孫引き

濫用するものとして確認の必要性ないし利益を否定する」事案が生じるのであろうか。

3 視点～その 3～（給付訴訟の反訴があった場合の処理）

本件は、生命保険金契約に基づく、契約関係から生じる保険金支払義務の債務不存在確認訴訟である。この事案において、債務者からの債務不存在確認訴訟の本訴係属中に、同一の契約から生じる給付請求権の債権者からの給付訴訟の反訴の提起という事案においてさえ、債務不存在確認訴訟の「もはや確認の利益を認めることはできない」という理由で、本訴（債務不存在確認訴訟）が不適法却下になっている。

ということは、不法行為事案（例：交通事故事案など）において、加害者から被害者に対する債務不存在確認訴訟（本訴）が提起されたときの、同一事実に基づく、被害者からの給付訴訟という反訴（法 146 条）が提起された場合には、当然に、本訴（債務不存在確認訴訟）が確認の利益を失い不適法却下になると解せられるのか。すなわち、本判決の射程が及ぶのか。

4 視点～その 4～（法 142 条（重複起訴の禁止）との関係について）

小林秀之先生²は、「債務不存在確認訴訟が提起された後に、対象となった債権債務の給付訴訟が提起された場合、二重（重複）起訴として、民訴法 142 条により不適法にならないかが問題となってくる」と指摘される。

第 2 事案の概要

1 事実審の認定事実

- (1) 上告人 X1 株式会社（第 1 事件：原告、第 2 事件：被告、第 3 事件：反訴原告、以下「上告会社」という。）は、A（以下「A」という。）が昭和 42 年 7 月に防水建築請負を主たる目的として設立した会社であり、A は、平成 7 年 10 月 31 日に死亡するまで、その代表取締役であり、A が死亡した後は、その妻である上告人 X2（以下「上告人 X2」という。）が代表取締役に就任した。
- (2) 上告会社 X1 は、平成 2 年度以降、毎年度の売上高が 4 億円前後であったが、未処理の損失が次第に増加し、平成 6 年度には、その額が 1 億 0 4 1 9 万 1 5 1 2 円となり、また、同年度末（平成 7 年 3 月 31 日）における借入金の総額は 2 億 7 1 9 4 万 4 3 8 5 円であり、平成 6 年ころの上告会社 X1 の経営状態は、相当厳しい状況にあった。
- (3) 上告会社 X1 は、平成 6 年 6 月 1 日、別紙契約目録記載 1～4 の保険会社欄記載の各保険会社との間で、A を被保険者、上告会社 X1 を保険金受取人として、同目録記載 1～4

² 小林秀之「判例批評」百選 5 版 64 頁

- の各生命保険契約を締結した（以下、これらの生命保険契約を「平成 6 年契約」と総称する。）。
- (4) 上告会社 X1 は、平成 7 年 5 月 1 日に別紙契約目録記載 5～7 の保険会社欄記載の各保険会社との間で、同年 6 月 1 日に同目録記載 8 の保険会社欄記載の保険会社との間で、A を被保険者、上告会社 X1 を保険金受取人として、同目録記載 5～8 の各生命保険契約を締結した。また、A は、同年 7 月 1 日、同目録記載 9、10 の保険会社欄記載の各保険会社との間で、A を被保険者、上告人 X2 を保険金受取人として、同目録記載 9、10 の各生命保険契約を締結した（以下、これら 6 件の生命保険契約を「平成 7 年契約」と総称し、また、平成 6 年契約と平成 7 年契約とを合わせて「本件各生命保険契約」と総称する。）。
- (5) 本件各生命保険契約に適用される約款には、終身保険及び定期保険の死亡保険金の支払事由は「被保険者が死亡したとき」と定められており、また、保険者の責任開始の日から 1 年以内に被保険者が自殺した場合には保険者は死亡保険金を支払わない旨の特約（以下「1 年内自殺免責特約」という。）が定められている。
- (6) 上告会社 X1 は、平成 7 年 8 月から 9 月にかけて、複数の損害保険会社との間で、被保険者を A とする 5 件の傷害保険契約（保険金の合計額は 3 億円）を締結した。
- (7) 上告会社 X1 及び A が支払うべき保険料の合計額は、平成 7 年 7 月には、本件各生命保険契約のみで月額 209 万 8176 円となっており、同年 9 月には、別件の養老保険及び上記(6)の傷害保険の各保険料を加えると月額 225 万円を超える金額に達していた。
- (8) A は、平成 7 年 10 月 31 日の午前中に上告会社が屋上防水補修工事を請け負っていた埼玉県北足立郡 a 町所在の集合住宅用建物 3 棟の中間検査に立ち会った後、同日午後 2 時 30 分ころ、1 人で上記建物のうちの 1 棟の屋上に上がり、同所から転落し、脊髄損傷等により死亡した。上記の死亡事故は、上告会社 X1 及び A が、上記のとおり、多数の保険会社との間で、多額の保険金額の本件各生命保険契約等を締結していること、当時の上告会社 X1 の経営状態は相当に厳しく、月額 200 万円を超える保険料の支払を継続することは相当困難な状態にあったこと、上記死亡事故に至る A の行動については合理的な説明ができないことなどから、自殺によるものと認めるのが相当である。
- (9) 上告会社 X1 は、被上告人 Y2 保険株式会社（以下「被上告人 Y2」といい、他の被上告人の各保険会社についても、同様の略称を用いることとする。）、被上告人 Y5、被上告人 Y6 及び被上告人 Y3（以下「平成 6 年契約関係被上告人 4 社」という。）に対し、平成 6 年契約に基づく各保険金及びその遅延損害金の支払を求めている（以下「第 1 事件」という。）。また、被上告人 Y6 を除く被上告人ら（以下「平成 7 年契約関係被上

告人 5 社」という。) は、上告会社 X 1 又は上告人 X 2 に対し、平成 7 年契約中の主契約に基づく死亡保険金について保険金支払債務の不存在確認を求め(以下「第 2 事件」という。), これに対する反訴として、上告会社 X 1 は被上告人 Y 2, 被上告人 Y 1, 被上告人 Y 3 及び被上告人 Y 4 に対し、上告人 X 2 は被上告人 Y 3 及び被上告人 Y 5 にし、平成 7 年契約に基づく各保険金及びその遅延損害金の支払を求めている(以下「第 3 事件」という。)

2 原審(高裁)の判断

原審(高裁)は、「第 1 事件、第 2 事件、第 3 事件すべて X ら敗訴、Y ら勝訴で、第 1 事件請求棄却、第 2 事件請求認容、第 3 事件請求棄却であった³」。

原審は、前記事実関係の下において、次のとおり判示して、「第 1 事件につき、上告会社 X 1 の平成 6 年契約関係被上告人 4 社に対する平成 6 年契約に基づく主契約の死亡保険金の請求を棄却した。

商法 680 条 1 項 1 号〔現保険法 51 条 1 号〕は、保険者の責任開始後の経過期間を論ぜず、被保険者が自殺した場合を保険者の保険金支払義務の免責事由の一つとして規定しているが、一般に、生命保険契約の保険約款においては、本件と同様の 1 年内自殺免責特約が定められている。そして、当該生命保険契約の保険約款に 1 年内自殺免責特約が存在する場合には、同特約の反対解釈として、被保険者が責任開始の日から 1 年以上を経過した後に自殺したときには、保険者は保険金支払義務を負うことになるものと解される。これは、上記の1 年経過後の自殺の場合には、保険金取得目的に出たものは一般に少なく、通常、それは、生命保険契約とは無関係な動機、目的による自殺であり、専ら又は主として保険金の取得を目的としたものとはいえないと推定されるから、これに対して保険金の支払がされたとしても、商法の上記規定の趣旨を没却するものではないとの判断によるものと解される。

しかしながら、1 年内自殺免責特約の趣旨が上記のようなものであるとすると、責任開始の日から 1 年経過後に被保険者が自殺した場合であっても、保険者において、その自殺が専ら又は主として保険金の取得を目的としてされたものであることを主張し、立証したときには、同特約の存在にもかかわらず、保険者は、商法の上記規定に基づき、保険金支払義務を免れるものと解するのが相当である。

前記の事実関係の下においては、A は、専ら又は主として、本件各生命保険契約に基づく各保険金をその受取人である上告人 X らに取得させる動機、目的の下に自殺したものと認められるから、平成 6 年契約関係被上告人 4 社は、平成 6 年契約に基づく各保険金につ

³ 小林秀之「判例批評」百選 5 版 64 頁

いて、1 年内自殺免責特約の存在にかかわらず、その支払義務を免れるものというべきである」と判示した。

第 3 最高裁判旨（抜粋）

○ 主 文 ○

- 1 原判決主文第一項を破棄し、同項に係る部分につき本件を東京高等裁判所に差し戻す。
- 2 原判決主文第二項のうち次の部分を破棄し、同部分につき第 1 審判決を取り消す。
 - (1) 被上告人 Y1 保険相互会社、同 Y2 保険株式会社、同 Y3 保険相互会社及び同 Y4 保険相互会社の上告人 X1 株式会社に対する債務不存在確認請求に関する部分
 - (2) 被上告人 Y3 保険相互会社及び同 Y5 保険相互会社の上告人 X2 に対する債務不存在確認請求に関する部分
- 3 前項の部分に係る被上告人 Y らの訴えを却下する。
- 4 上告人 X らのその余の上告を棄却する。
- 5 第 2 項及び第 3 項に関する訴訟の総費用並びに前項に関する上告費用は上告人 X らの負担とする。

○ 理 由 ○

第 2 上告代理人〔〔氏名略〕ら〕の上告理由について

「1 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、上記各項に規定する事由に該当しない。

〔以下、「第 2 事件」に関する判断〕

2 職権により判断するに、第 2 事件の平成 7 年契約関係被上告人 5 社の上記保険金支払債務の不存在確認請求に係る訴えについては、第 3 事件の上告人 X らの平成 7 年契約に基づく保険金等の支払を求める反訴が提起されている以上、もはや確認の利益を認めることはできないから、平成 7 年契約関係被上告人 5 社の上記訴え〔「第 2 事件」債務不存在確認の訴え〕は、不適法として却下を免れないというべきである。

したがって、原判決主文第二項のうち、上記保険金支払債務の不存在確認請求に関する部分は、破棄を免れず、同部分につき第 1 審判決を取り消して、同請求に係る訴え〔第 2 事件〕を却下することとする。

なお、本判決主文第 2 項及び第 3 項に関する訴訟の総費用については、民訴法 6 2 条の規定を適用し、上告人 X らの負担とする。」

第 3 上告代理人〔〔氏名略〕ら〕の上告受理申立て理由第三について

〔以下、「第 1 事件」に関しての最高裁の判断〕

「2 しかしながら、原審の上記判断〔「第 1 事件」に関する高裁の判断〕は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

商法 680 条 1 項 1 号〔現保険法 51 条 1 号〕は、被保険者の自殺による死亡を保険者の保険金支払義務の免責事由の一つとして規定しているが、その趣旨は、被保険者が自殺をすることにより故意に保険事故（被保険者の死亡）を発生させることは、生命保険契約上要請される信義誠実の原則に反するものであり、また、そのような場合に保険金が支払われるとすれば、生命保険契約が不当な目的に利用される可能性が生ずるから、これを防止する必要があること等によるものと解される。そして、生命保険契約の約款には、保険者の責任開始の日から一定の期間内に被保険者が自殺した場合には保険者は死亡保険金を支払わない旨の特約が定められるのが通例であるが、このような特約は、生命保険契約締結の動機が被保険者の自殺による保険金の取得にあったとしても、その動機を、一定の期間を超えて、長期にわたって持続することは一般的には困難であり、一定の期間経過後の自殺については、当初の契約締結時の動機との関係は希薄であるのが通常であること、また、自殺の真の動機、原因が何であったかを事後において解明することは極めて困難であることなどから、一定の期間内の被保険者の自殺による死亡の場合に限って、その動機、目的が保険金の取得にあるか否かにかかわらず、一律に保険者を免責することとし、これによって生命保険契約が上記のような不当な目的に利用されることを防止することが可能であるとの考えにより定められたものと解される。そうだとすると、上記の期間を 1 年とする 1 年内自殺免責特約は、責任開始の日から 1 年内の被保険者の自殺による死亡の場合に限って、自殺の動機、目的を考慮することなく、一律に保険者を免責することにより、当該生命保険契約が不当な目的に利用されることの防止を図るものとする反面、1 年経過後の被保険者の自殺による死亡については、当該自殺に関し犯罪行為等が介在し、当該自殺による死亡保険金の支払を認めることが公序良俗に違反するおそれがあるなどの特段の事情がある場合は格別、そのような事情が認められない場合には、当該自殺の動機、目的が保険金の取得にあることが認められるときであっても、免責の対象とはしない旨の約定と解するのが相当である。そして、このような内容の特約は、当事者の合意により、免責の対象、範囲を一定期間内の自殺による死亡に限定するものであって、商法の上記規定にかかわらず、有効と解すべきである。

このような見地に立って本件をみるに、前記の事実関係によれば、A が自殺したのは、平成 6 年契約の責任開始の日から 1 年を経過した後であるから、1 年内自殺免責特約により、上記特段の事情がない限り、商法の上記規定の適用が排除され、保険者は、平成 6 年

契約に基づく死亡保険金の支払義務の免責がされないものというべきところ、当時、A が経営する上告会社 X1 の経営状態は相当厳しい状況にあり、上告会社 X1 及び A は、前記のとおり、多数の保険会社との間で、多額の保険金額の本件各生命保険契約等を締結していたこと等が明らかであるが、その自殺に至る過程において犯罪行為等が介在した形跡はうかがわれず、その他公序良俗にかかわる事情の存在もうかがえない本件においては、その自殺の主たる動機、目的が、保険金を保険金受取人である上告人 X らに取得させることにあったとしても、上記特段の事情があるとはいえないものというべきである。

そうすると、上告会社の平成 6 年契約に基づく主契約の死亡保険金の請求については、1 年内自殺免責特約により、商法 680 条 1 項 1 号〔現保険法 51 条 1 号〕の規定の適用が排除されるものと解すべきである。これと異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決主文第一項は破棄を免れない。そして、上記請求について更に審理を尽くさせるため、同項に係る部分につき、本件を原審に差し戻すこととする。

なお、上告人 X らの平成 7 年契約に基づく保険金請求〔第 3 事件〕に関しては、上告受理申立ての理由が上告受理の決定において排除された〔筆者注：法 318 条 3 項〕。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。」

（裁判長裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 横尾和子 裁判官 泉 徳治 裁判官 島田仁郎）

第 4 判例評釈

林昭一先生⁴は、「本判決の射程を考察すると、債務全体の不存在確認訴訟に対して同一の権利関係に基づく債権の一部であることを明示して給付の反訴が提起されたときは、先行訴訟は反訴一部請求にかかる部分についてのみ確認の利益を喪失し、その余の部分については本案判決がなされるという結論が導かれ」るとされる。

「そして、後行訴訟が別訴として提起されたときには本判決の射程外とする考え方が有力であり、重複起訴の禁止との関係も含めてどのような処理が求められるかは、なお検討を要する課題である」とされる。

なお、下級審実務上は、「後行訴訟が別訴として提起されたときには重複起訴に該当し、反訴として提起されたときには重複起訴には当たらず、先行訴訟が確認の利益を喪失するという処理が〔下級審〕実務上浸透して」いるようである⁵。

以 上

⁴ 林昭一「判例批評」百選 6 版 57 頁

⁵ 林昭一「判例批評」百選 6 版 56 頁